

令和8年度第1回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期 日 令和8年4月9日(木) 午後2時30分開会
- 2 場 所 佐倉市役所1号館6階 農業委員会会議室
- 3 出席委員(14名)

1番 梅澤孝雄	2番 眞野文雄
3番 足立正道	5番 牛玖良一
6番 鈴木孝徳	7番 林重孝
8番 山崎宏	9番 立田正人
10番 藤崎光弘	11番 太田原修
12番 江川昌子	13番 三門増雄
14番 兼坂仁	15番 石田和久(議長)
- 4 欠席委員(1名)
- 5 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可)
 - 議案第2号 農地買受適格証明願について(農業委員会証明)
 - 議案第3号 令和8年度第1次農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
 - 議案第4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
- 6 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 渡部 友昭
 - 主 査 大塚 孝

◎開 会

午後2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回農業委員会総会を開催いたします。それでは、諸般の報告をいたします。

次回の総会の開催でございますが、令和8年5月11日（月）、会場は佐倉市役所1号館6階農業委員会会議室におきまして、午後2時30分から開催いたします。

よろしくお願いいたします。以上でございます。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は14名で佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和8年度第1回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長

異議は、ないものと認めます。それでは、議長から指名させていただきます。

特に問題はないものと思われまゝす。よろしくご審議の程お願いしまゝす。

○議長

それでは審議を行います。何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りしまゝす。議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第1項は、許可と決しました。

続きまゝして、議案第1号第2項の調査報告を梅澤委員よりお願いいたします。

○梅澤委員

議席番号1番の梅澤です。議案第1号第2項について調査報告をいたします。

権利者である●●●の●●●●●さんは、農業経営の規模拡大を図るため、義務者である千葉市●●区に住む●●●●●さんとの話がまとまり、●●●の水田●筆、●●●●●㎡を購入することとなりました。特に問題はないものと思われまゝす。よろしくご審議の程お願いしまゝす。

○議長

それでは審議を行います。何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りしまゝす。議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第2項は許可と決しました。
続きまして、議案第1号第3項の調査報告を足立委員よりお願いいたします。

○足立委員

議席番号3番の足立です。議案第1号第3項について調査報告をいたします。
権利者である●●の●●●●さんは、農業経営の規模拡大を図るため、義務者である●●
に住む●●●●さんとの話がまとまり、●●の水田●筆、●●●●㎡を購入することとなり
ました。特に問題はないものと思われます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。
お諮りします。議案第1号第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手
をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第3項は許可と決しました。
続きまして、議案第1号第4項の調査報告を林委員よりお願いいたします。

○林委員

議席番号7番の林です。議案第1号第4項について調査報告をいたします。
権利者である●●の●●●●さんは、農業経営の規模拡大を図るため、義務者である千葉
市●●区に住む●●●●さんとの話がまとまり、●●の水田●筆、●●●●㎡を購入すること
となりました。特に問題はないものと思われます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第1号第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第4項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第5項の調査報告を太田原委員よりお願いいたします。

○太田原委員

議席番号11番の太田原です。議案第1号第5項について調査報告をいたします。

権利者である●●の●●●●さんは、農業経営の規模拡大を図るため、義務者である東京都●●区に住む●●●●さんとの話がまとまり、●●の畑●筆、●●●●㎡を購入することとなりました。特に問題はないものと思われます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第1号第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第5項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第6項の調査報告を三門委員よりお願いいたします。

○三門委員

議席番号13番の三門です。議案第1号第6項について調査報告をいたします。

権利者、義務者ともに議案のとおりです。

義務者は●●さんともう1人●●さんと、2人なんですけれども、相続にて当該地を取得されたようですが、営農はしておらず、荒れた状態になっていましたので、草刈りをしたり、木を伐採したり、きれいにして売買するという事なので、特に問題はないものと思われま
す。よろしくご審議の程お願いします。

○議長

それでは審議を行います。何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。議案第1号第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願い
します。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。よって、議案第1号第6項は許可と決しました。

続きまして、議案第1号第7項でございますが、事務局より報告がございます。

○事務局

議案第1号第7項につきまして、ご報告をいたします。

こちらにつきましては、権利者の●●さんと義務者の●●●さんとの間に利用集積、すな
わち賃貸借契約が存在しておりました。これが令和2年から令和12年までの10年間の
賃借期間となっております。通常であれば、このようなケースでは、契約を解約したうえで
農地法第3条の規定に基づく売買申請という形になるところですが、本事案では解約手続
きがなされておられません。このことは直前になって発覚したものでございますので、これか
ら解約申請を行いまして、来月以降に申請があがってくることになろうかと思えます。その
ため、今回につきましては、ご審議のほうを取りやめていただきますようお願いいたしま
す。

なお、この件につきまして、当事者には代理人を通じて申し伝えておりますので、問題な
いものと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま事務局より説明がございましたが、それでよろしいでしょうか。
何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

○議長

無いようですので、そのようにお取り計らいをお願いいたします。

続きまして、議案第2号 農地買受適格証明願（農地法第3条に基づく証明）について、議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第2号の説明

○事務局長

議案第2号につきまして、ご説明いたします。

総会議案の4ページをご覧ください。

農地買受適格証明願（農地法第3条の許可基準を用いて、事前に適格性を確認するための証明）についてであります。耕作目的のため、東京国税局が令和●年●月●●日に実施する公売（競売）に参加するため、農地法第3条第1項に照らして買受適格証明について審議を求めるものでございます。

この公売については、2者が買受適格証明を求めています。

その許可要件についてご説明します。

議案第2号の許可要件調査書をご覧ください。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。議案第2号の説明は以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、議案第2号について、何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○眞野委員

議席番号2番、眞野です。

1番の方につきましては、佐倉市内には農地がございません。●●●のほうに●●●の田んぼを所有しているということですが、経営的な面で営農していけるのだろうかという懸念がございます。

○事務局

こちらの方は、競売をするにあたりまして、●●●でご自身の農地として、田んぼと畑を耕作しているというふうに向っております。このことについて、実際に

●●●のほうで農家登録までは行っていないということでした。

ただ、今回、競売にあたりましては、新規就農扱いということで申請がございまして、新規就農者が農業をするために競売に参加することができないといった規定はございませんので、もともと農家ではないのですが、新規就農ということで参加をさせていただきますということでございました。

また、今後、仮に競売で落札された暁には、さらに新規就農者として協力するような形をとっていきたいという方針で考えております。

決して新規就農者の間口を狭めるということではなく、新しい方を取り入れようということで、公売ということになっておりますので、今のところ既存の農家ではないから公売に参加できないということはないものと考えております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○三門委員

議席番号13番、三門です。

佐倉市内には農地がない。また、他地域には農地があるけれども、農家をしているかどうかわからない。この面積では、営農というのは無理だと思われる。今回、新規就農者の扱いということで問題はないということなのだけれども。佐倉市では、新規就農者を受け入れて支援をしているということで、それ自体は良いことだと思いますが、色々な新規就農者の方がいらして、あまりにもハードルを下げすぎてしまって、新規就農されてから随分とご苦労されている方をいっぱい見ているという状況もございます。今回のケースも営農することが大丈夫なのかという懸念がございまして。反対するということではないのですが、許可してもよいのかどうか疑問に思っています。

○議長

他にございませんか。

———（発言者なし）———

○議長

他に無いようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手多数であります。よって、議案第2号第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手多数であります。よって、議案第2号第2項は、許可と決しました。

続きまして、議案第3号、令和8年度第1次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号につきまして、ご説明いたします。総会議案5ページをご覧ください。

令和8年度第1次農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農地の賃借を行うための農用地利用集積等促進計画（案）の作成を公益社団法人千葉県園芸協会（農地中間管理機構）から市長に依頼され、同条第3項の規定により農用地利用集積促進計画（案）に対する意見を聴取するものです。

利用権の種類といたしまして、賃借権等の設定が9件、17筆、29,969㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農地中間管理事業の推進に関する法律第3条の要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案6ページから7ページをご参照の程、お願いいたします。議案第3号の説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。

何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

無いようですので、これより採決をいたします。

また、鈴木委員が関係する案件でございますので、佐倉市農業委員会規則第10条の規定により、退席をお願いいたします。

————（鈴木委員退室）————

お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり意見なしと決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり意見なしと決定いたしました。

鈴木委員を入室させてください。

————（鈴木委員入室）————

続きまして、議案第4号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、事務局の説明をお願いします。

◎議案第4号の説明

○事務局長

議案第4号につきまして、ご説明いたします。総会議案8ページをご覧ください。

最適化活動の目標の設定等につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進状況等について、目標を設定し、公表しなければならないとされています。

令和8年度最適化活動の目標の設定等につきましては、別紙案のとおりです。

それでは、9ページをご覧ください。別紙様式1からご説明いたします。

I. 農業委員会の状況につきましては、農業委員及び推進委員の任期等です。

また、農家・農地等の概要の数値につきましては、農林業センサスからの引用と農政課からの情報提供によるものです。

II. 最適化活動の目標についてです。10ページをご覧ください。

②の目標については、今年度の新規集積面積は30.3haとしております。

(2) 遊休農地の解消、①の現状及び課題につきましては、毎年、農業委員及び推進委員が実施している有休農地調査の結果を集計したものです。

令和7年度の1号遊休農地の面積は、256.5haで令和6年度より40.2ha増加しております。

(3) 新規参入の促進については、令和7年度新規参入者は、0件でした。

2. 最適化活動の活動目標につきましては、農業委員及び推進委員の活動記録ノートを基に記載しております。議案第4号の説明は以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。これより、審議に入ります。
何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

○林委員

議席番号7番、林です。

資料10ページの中段にある(3)新規参入の促進についてですが、令和5年度は9名、令和6年度は11名いらしたのですが、令和7年度は1人もいないんですね。この理由について、もしわかるようであれば教えていただきたいと思います。

○事務局

令和7年度になり、農政課の担当者も変わったので、審査のほうも少し厳しくしております。そのうえで、家庭菜園ですとか、規模の小さい兼業農家といったカテゴリーに入れられないような希望者もいらっしゃいましたので、そういった方については、計画を見直ししたうえで再度申請してくださるようお願いしたところで

す。
しかしながら、その後、再度相談にこられる方がほとんどいらっしゃいませんでした。また、農業者としての基準である年間150日以上就農計画など、一定の条件を満たしていない方などもいらっしゃいましたので、そういった方にはご辞退をいただいたという経緯がございます。以上でございます。

○三門委員

議席番号13番、三門です。

資料9ページの中段にある2. 農家・農地等の概要のところ、集落営農組織が8経営体あるということなのですが、このうち法人化されている経営体というのはどれくらいあるのでしょうか。

○事務局

法人化されている経営体というのは無いと思います。以上でございます。

○議長

他にございませんか。

○事務局

ご提案がございます。

先ほどの新規就農者の関係になるのですが、今までは農政課の職員と農業委員会事務局の職員が新規就農者からの相談に応じたりしていたところですが、市の職員だけでは、知識や経験値等が乏しいこともございます。

そのため、市の職員が相談を受けた後で、可能であれば、農業委員の方や農地利用最適化推進委員の方にもお話を一緒に聞いていただくような機会が設けられたら、新規就農者の方を確実に創出することができるのではなかろうかと考えているところです。

今すぐに実践していただくということではございませんが、今後、農業委員の皆様にお力添え等を賜りたいと考えているということで、ご案内をさせていただきました。ご協力をいただければ幸いです。以上でございます。

○議長

他にございませんか。

○林委員

議席番号7番、林です。

一週間くらい前に、香川県の19歳の若い方から農業研修に伺いたいという内容のメールがございました。私としては、これまで新規就農者をできるだけ増やしたいということで取り組んでまいりましたが、残念ながら、今は寝泊りできる空き部屋が無いという状況ですので、通いであればお引き受けすることができるのですが。

農林業センサスにおける農業者数などを見ていると、将来的には日本の農業が非常に厳しい状況になるのではないかという危機感を持っております。

そのため、私としましては、少しでも若い農業者が地域に残り、将来にわたって農業を継続していけるよう、可能な限り協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

他にございませんか。

———（発言者なし）———

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認と決しました。

続きまして、報告事項をお願いいたします

◎報告事項

○事務局長

報告事項でございます。

- ・総会議案12ページをご覧ください。
農地法第3条の3第1項の規定による届出が8件ございました。
- ・総会議案13ページをご覧ください。
農地法第4条第1項第7号の規定による届出が1件ございました。
- ・総会議案14ページをご覧ください。
農地法第5条第1項第6号の規定による届出が2件ございました。
- ・総会議案15ページをご覧ください。
利用権の中途解約に係る通知書が1件ございました。
- ・総会議案16ページをご覧ください。
地目変更登記に係る法務局からの照会が6件ございました。
- ・総会議案17ページをご覧ください。
農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出が1件ございました。
ご報告は以上でございます。

○議長

本日ご提案をいただきました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第1回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

=== 会 議 終 結 ===